

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年 6月 26日	
福井市長 殿	
提出者	
住所 福井市新田塚一丁目60-1	
氏名 セーレン株式会社 新田事業所 事業所長 福田 正一	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0776-23-5200	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量 その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	セーレン株式会社 新田事業所
事業場の所在地	福井市新田塚一丁目60-1
計画期間	2026年4月1日 ~ 2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E11 (繊維工業)
②事業の規模	9,913,874千円 (生産高)
③従業員数	686人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	燃えやすい廃油 ➡処理業者(焼却)へ委託。処理時、熱回収を行なう。 廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの) ➡処理業者(焼却)へ委託。処理時、熱回収を行なう。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物を専門に取り扱う部署を設定。
 廃棄物の発生抑制、再生、適正処理などを計画的に進める上で、必要な事項を検討する。

新田事業所長



事業管理部 新田管理課 (廃棄物管理担当者)



各工場 (庶務係) 新田第1工場 新田第2工場 新田第5工場
 新田プラット工場 ISO事務局 セーレンKP
 環境エネルギー課

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (2025年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)
	排出量	260.3 t	0.44 t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底 リサイクル及び有価取引の検討 原料の代替え検討		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油 (基準値を超える有害物質を含むもの)
	排出量	247 t	0.42 t
	(今後実施する予定の取組) 社内リサイクルの検討 代替原料の更なる検討		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物置場に種類を明示し、適切に分別できるようにしている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 徹底して分別管理を行う。 従業員へ分別徹底の教育を継続実施する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2025年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2025年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（2025年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2025年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	全処理委託量	260.3 t	0.44 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	260.3 t	0.44 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	260.3 t	0.44 t
	(これまでに実施した取組)		
	熱回収等、積極的に行っている業者への委託実施		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）
	全処理委託量	247 t	0.42 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	247 t	0.42 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	247 t	0.42 t
	（今後実施する予定の取組） 処分委託業者へ熱回収利用の呼掛け		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（平成2025年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	260.74 t	
	（今後実施する予定の取組） 電子マニフェストの継続活用。 電子申請を積極利用する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50tを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙①

産業廃棄物の一連の処理の工程

セーレン(株)新田事業所

種 類	工 程		
廃油	処理業者(焼却)へ委託	処理実行時、熱回収を行なう	廃棄物容器(ドラム缶)を再利用
	処理業者(再生)へ委託	再生後は原料として再利用	
パークロ	処理業者(焼却)へ委託	処理実行時、熱回収を行なう	廃棄物容器(ドラム缶)を再利用

別紙②

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

セーレン(株)新田事業所

[illegible]

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状【前年度（ 2025年度 ）実績】				②計画【2026年度目標】				
全処理 委託量 (t)	再生利用 業者への 処理委託量 (t)	熱回収 業者への 処理委託量 (t)	優良認定 業者への 処理委託量 (t)	全処理 委託量 (t)	再生利用 業者への 処理委託量 (t)	熱回収 業者への 処理委託量 (t)	優良認定 業者への 処理委託量 (t)	（今後実施する予定の 取り組み）
260	0.00	260.30	260	247	0.00	247.00	247	処分委託業者へ 熱回収利用の呼掛け
0.44	0.00	0.44	0.44	0.42	0.00	0.42	0.42	〃
260.74	0.00	0.00	260.74	247.70	0.00	247.42	247.70	

(これまでに実施した取り組み)

廃油	熱回収等、積極的に行っている業者への委託実施
パークレン	熱回収等、積極的に行っている業者への委託実施